

第2次改正中華人民共和國商標法(3)*

- 逐条解説 2 -

咎 文静**・(監修) 高石 郷***

第13条 同一又は類似の商品の登録出願をする商標が、中国で登録していない他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、容易に混同を引き起こす場合は、その登録を許可せず、且つ使用を禁止するものとする。

同一又は類似でない商品についての登録出願をする商標が、他人が中国で既に登録した著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、公衆を誤認させ、当該著名商標の登録者の利益に損害を与える可能性がある場合、その登録を許可せず、且つ使用を禁止するものとする。

【解説】本条は今回の改正において新たに導入された外国の著名商標の保護について規定したものであり、パリ条約6条の2に対応したものである。

従来、旧法においては、著名商標を複製したり、模倣したり又は翻訳したりした不正登録商標に対して旧法27条1項及びその実施細則⁽¹⁾25条1項(2)に基づき、「欺瞞的手段⁽²⁾又はその他不正な手段で登録を得た商標」、「誠実信用の原則に違反している商標」又は「既に公衆が周知している他人の商標を複製、模倣、翻訳等の方法で登録を得た商標」であることを理由として、商標審査委員会に対しその不正登録商標の取消を請求することしかできず、また著名商標に関する明確な規定もなかったため、商標審査委員会の判断に任せざるを得なかった。

その後、著名な登録商標に対してより高度な保護を与えるために、1996年8月14日において「著名商標認定及び管理の暫行規定」⁽³⁾が国家工商行政管理総局第56号令により公布され、同日に施行された。同暫行規定には「他人の著名商標と同一又は類似する商標」について非類似商品での登録を認めず、「既に登録を得た商標」に対し、商標審査委員会に登録商標の取消を請求することができ、且つ非類似商品について使用をしたときにはその使用差止を請求することができる⁽⁴⁾と規定しているが、「市場における高い信望且つ公衆の周知登録商標」であるという著名商標の認定要件を

満たしていない外国企業にとって著名商標の認定申請が容易ではなく⁽⁵⁾、まして中国で登録していない外国企業が所有している著名商標は保護対象となっていないので、確実な保護を受けられるとはいえなかった。

今回の改正はこのような現状を改善し、中国で登録していない著名商標も法文上において保護を受ける対象となり、また中国で登録した著名商標の保護を同一又は類似でない商品においても保護を受けることができるようになった。

著名商標の認定について、本法14条はその認定要件を明確に規定しているが、本条の「中国で登録していない他人の著名商標」に関する認定については、本法は明確な規定がなかった。本法14条に規定している認定要件を基準として外国において既に著名商標であることを立証する必要があり、商標審査委員会或いは裁判所に提出する証拠が認定要件を満たしていることを立証し、且つ中国国内の関係公衆⁽⁶⁾に周知であれば、著名商標として認められると考える。例えば、本法が実施される以前、商標審査委員会は、珠海市にある中国会社の第9類光学機器及び計器などの指定商品に登録している1078418号“MAYBEBABY”商標が、中国で登録していないドイツにある光学計器会社の「ミニ顕微鏡排卵測定器」に使用している世界著名の“maybeBaby”商標を不当に複製したものであると判断し、「信義則」に違反しているとして“MAYBEBABY”商標を取消した⁽⁷⁾。

本条の「複製、模倣又は翻訳」とは、登録を出願した商標が客観的な判断により他人の著名商標に同一或いは類似であることと解される。

「容易に混同を引き起こす」とは、複製、模倣又は翻訳商標は著名商標と同一或いは類似の商品に使用す

* 5回シリーズ。(1)は4月号、(2)は8月号に掲載

** 中華人民共和國弁護士

*** 会員

れば、容易に混同を引き起こすことと判断される。

「公衆を誤認させ」とは、両商品の接近程度及び用途、或いは著名商標の特徴との区別などの視点からその複製、模倣又は翻訳した商標は、著名商標を付した商品のシリーズ商品である或いは新商品であるという印象を消費者に与えるか否か、著名商標の所有者と業務提携をしているという印象を消費者に与えるか否かを基準に判断される。

本条は、他人が中国で登録していない著名商標の保護は、同一又は類似の商品である限度に留めていて、登録していない著名商標と出所の混同の虞があるような非類似商品に関する登録商標又は登録出願商標に対し、法的保護の有無については依然問題として残されている。

第14条 著名商標の認定は次の要素を考慮しなければならない。

- (1)関係公衆の当該商標に対する認知の程度；
- (2)当該商標の使用の継続期間；
- (3)当該商標の宣伝活動の継続期間、程度及び地域範囲；
- (4)当該商標が著名商標として保護を受けた記録；
- (5)当該商標が著名であるその他の要因。

【解説】本条は著名商標の認定制度について規定したものであり、本法13条と同じくパリ条約6条の2に対応したものである。

1996年8月以後、国家工商行政管理総局が「著名商標の認定及び管理に関する暫行規定」に基づき、既に著名商標の認定制度を導入している。今回の改正においては、その制度を法律上に認めることとなった。著名商標の認定については、同暫行規定によると、同総局商標局は著名商標の認定及び管理を行っており、登録商標権者は商標局に対し著名商標の認定を申請することができる。また、特定の事例に関して商標評審委員会或いは裁判所の判断によって登録商標が著名商標と認められることもある⁽⁸⁾。

「関係公衆の認識程度」については、商標を付した商品を購入し又はサービスを受ける或いはそのような可能性がある消費者がその商標を広く認識しているか否か、或いは商標を付した商品の生産・販売又はサービスの提供に従事する同業者に周知であるか否かの判断により関係公衆の認識の程度を測るものとなる。

「商標の使用継続期間」及び「商標の宣伝活動の継続期間、程度及び地域範囲」などを証明する資料につ

いては、その商標を付した商品の販売又はサービスの提供及びその宣伝活動等の立証内容により判断される。例えば、商標を付した商品の販売に関しては、その取引伝票(契約)、総販売数及び販売額、販売地域、販売方法、同類商品の業界ランキングなどが記載された書面が必要である。商標を付した商品の宣伝に関しては、新聞、雑誌、テレビなどを含むマスコミを通じて商標を宣伝する広告資料、他の手段により宣伝する広告資料、展示会、博覧会で展示した資料及び中国国内、外国及び地区⁽⁹⁾に当該商標の登録証明、公的機関の証明などがある。尚、使用継続期間については明確に規定していないが、少なくとも3年は必要であると思われる。また、2000年4月28日に公布された国家工商行政管理総局「著名商標の認定に関する若干問題についての通知」の認定に係る資料については、継続使用とともに最初使用の証明なども要求されている。

「著名商標として保護を受けた記録」とは、中国で著名商標としての保護を受けた記録又は証明をいう。例えば、各省レベルで認定された著名商標⁽¹⁰⁾証書の写し、又は裁判所で著名商標として保護を受けた判決などの資料が該当する。外国において著名商標として保護を受けた資料等がこの要件に該当するか否かはまだ確定していない⁽¹¹⁾。

また、著名商標権者に損害を与える可能性に関する判断は不明であるが、認定時提出した証拠を総合的に判断するのが一般的である。

商標局が認定した著名商標認定の効力は3年間でその間一般商標より高度の保護を受けることができるが、3年を過ぎたら再認定の手続が必要となる。

尚、著名商標の認定申請については、「著名商標の認定及び管理に関する暫行規定」4条は、商標登録権者の申請により商標局が認める場合と、商標局が職権で自発的に認定する場合とを規定しているが、「著名商標の認定に関する若干問題についての通知」2項は、登録商標権者が、(1)他人が著名商標の認定を申請する登録商標と同一又は類似の標識を非類似の商品又はサービスに商標の登録或いは使用し、且つ登録商標権者の利益が侵害される可能性がある、(2)他人がその登録商標と同一又は類似の文字を企業名称の一部として登記又は使用し、公衆の誤認を引き起こす可能性がある、(3)又はその登録商標は悪意により国外で登録され、登録商標権者の国外で行う業務の発展並びに損害を生じる

可能性があるなどの事態が生ずる際には、著名商標の認定を申請することができる」と規定している。「暫行規定」と「通知」の内容からして、著名商標の認定申請の要件については未解明な部分が残存している⁽¹²⁾。

また、今年8月3日公布され、9月15日施行される商標法実施条例5条は、商標登録に対する異議申立又は登録商標に対する取消審理に係わる商標の争いに関し、関係当事者はその商標が著名商標に該当すると認める場合は、商標局又は商標評審委員会に対し著名商標の認定を申請することができる。商標局又は商標評審委員会は本条の認定要素に基づき、その商標が著名商標に該当するか否かを認定する。

第15条 授權を得ることなく、代理人又は代表者が自らの名義でその被代理人又は被代表者の商標の登録を出願し、被代理人又は被代表者が異議を申立てた場合は、その登録を許可せず、且つ使用を禁止する。

【解説】本条は「信義則」に基づき新たに導入された被代理人又は被代表者の権利について規定したものであり、パリ条約6条の7に対応したものである。

「代理人」とは、被代理人の依頼を受け、被代理人の商標を付した商品又はサービスに関連する企業、個人を言う。例えば、販売、宣伝広告、市場調査及び出願などの依頼を受けた企業、個人である。

「代表者」とは、被代表者に従属し、被代表者の職責を担うと見られる表見代理をいう。例えば、被代表者と関連する子会社、職員などである。

「被代理人又は被代表者の商標」とは、被代理人又は被代表者が商品又はサービスに先使用をしている商標又はその商標を意識、音訳した商標であり、或いは代理人又は代表者が選択し、且つ被代理人又は被代表者の商品又はサービスに使用した商標又は宣伝広告又はパンフレットに使用した商標である。

本条は、日々増加している代理人の不正な商標権の取得行為に対する取締処置に法的根拠を与え、代理人と被代理人との関係が立証できれば、代理人の不正により登録された商標を取消すことができると考える。

第16条 商標中に商品の地理標識があり、且つその商品が当該標識に示された地域を出所地とせず、公衆を誤認させる場合は、その登録を許可せず、且つ使用を禁止する。但し、既に善意で登録許可を得たものは、

引き続き有効とする。

前項の地理標識とは、商品の出所の地域を表示するもので、その商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要因又は人文的要因により決定される標識をいう。

【解説】本条は今回の改正において新たに導入された商品の地理標識について規定したものであり、パリ条約6条の5及びTRIPs協定22条に対応したものである。

従来、中国においては地理標識を保護する意識が薄く、地理標識を商標として登録を認めることもあったが、国際的な批判を浴びることによって、国家工商行政管理総局は、1989年工商標字「1989」296号令及び1996年商標管「1996」292号令において、パリ条約の規定に基づき酒類に「Champagne」又はその中国語訳「香檳」の使用を禁止する「批複」⁽¹³⁾が出されている。今回の改正により法的に明文化され、知的所有権分野での国際化を進めていることは評価できよう。

地理標識とは、本条2項に規定しているように同一商品の出所地を表示し、且つその商品を有する特徴は主にその地域の自然的要因又は人文的要因から定められたものである。つまり、ある特定地域の名称からなり、且つ当該標識の全体又は主要な部分がその地域を意味するもので、表示する商品がその地域による特定の品質、信用又はその他の特徴を有し、且つその特徴は表示されたその地域の自然要因又は人文的要因により定められるものであるという地理標識の認定要件を満たせば、地理標識となる。すなわち、地理標識はその使用する商品が当該地理標識に表明された地域を出所地とせず、且つ公衆を誤認させる場合には、商標として登録することができず、その使用も禁止されている。

従って、地理標識は地域の特徴を表す標識の一種であり、その地域からなる商品にしか使用できない。但し、地理標識の特徴と良く似ている証明商標は、その商品又はサービスの特定品質（地理標識の特定品質、信用又はその他の特徴）を有しているため、証明商標として登録を受けることができる。また、地理標識は団体商標として登録を受けることもできる⁽¹⁴⁾。

また、本条の但し書きは、TRIPs協定24条6の規定に基づき、既に善意で登録を得た地理標識と認識される商標は引き続き有効であると規定している。

第17条 外国人又は外国企業が中国における商標の登

録を出願する場合は、その所在国と中華人民共和国との間で締結した協定、共に加盟している国際条約、又は相互主義の原則に基づき処理しなければならない。

【解説】本条は旧法9条の内容であり、外国人又は外国企業による商標の登録について規定したものである。

「外国人」とは中国国籍を有していない者をいう。

「外国企業」とは中国で法人登録をしていない企業をいう。

外国人又は外国企業が中国で商標を登録しようとする場合は、その所在国と中国との間で商標に関する協定が締結されていること、所在国が、中国が加盟している国際条約、例えば、パリ条約、マドリッド協定、WIPO及びWTOに加盟していること、又は相互主義の原則に基づき、その所在国は中国との間において相互の国民又は法人に商標登録を受ける権利を与えていること、のいずれか一つを満たさなければならない。

第18条 外国人又は外国企業が中国において商標の登録出願及びその他の商標関連事項を処理する場合は、国家が認定した商標代理資格を有する組織に代理業務を委任しなければならない。

【解説】本条は渉外商標代理について規定したものであり、主に旧法10条の内容である。

「商標代理資格」とは、国家商標代理人資格試験を合格し「商標代理人資格証書」を交付された者をいう。

「組織」とは、商標の登録出願業務及びその他の商標の関連業務を取扱う法律事務所、特許/商標事務所又は特許・商標の業務を行う法人企業などをいう。

「国家が認定した商標代理資格を有する組織」とは、「商標代理管理方法」⁽¹⁵⁾に基づく商標代理資格を有し、且つ国家工商行政管理総局が認定した渉外業務の取扱いをしている特許/商標事務所及び法人企業をいう。

本条は、外国人又は外国企業が中国で商標の登録出願又は商標に関係する事項を行う場合、認定された渉外業務を行う事務所又は法人に依頼しなければならないと規定している。現在、商標の渉外業務を行う事務所は100以上である。また、2002年6月1日に公布された「特許代理機構の審査許可方法(暫行)」国家知識財産権局局長令(23号)には、特許代理資格を有する者がいる法律事務所も特許の代理業務を扱えるようになった⁽¹⁶⁾ので、商標代理資格を有する者がいる法律事務所は商標の代理業務も扱えるようになると考えられ

る。今後、渉外的な業務を行う事務所はますます多くなるのは間違いない。

注

(1) 2002年8月12日に公布された国務院令358号「商標法実施条例」同年9月15日を以って施行するのによって廃止される。

(2) 悪意に基づく行為と解される。

(3) 「著名商標の認定及び管理に関する暫定規定」3条、4条内容参照。又は、同暫行規定は本商標法の改正に伴って改正されるか否かは不明であり、現時点では有効である。

(4) 前掲注(3)の同規定8条、9条参照。

(5) 現在、国家工商行政管理総局商標局が認定された著名商標リストには外国企業の登録商標が記載されていないようです。

(6) 関係公衆とは、商標を付した商品又はサービスを実際に受けている或いは受ける可能性がある消費者であり、或いは商標を付した商品又はサービスの取扱う同業者の従業員である。

(7) 本件は商標法改正以前に既に確定されたものであり、詳細な内容は<http://www.saic.gov.cn>に掲載されている。

(8) 中国においては、商標審査委員会或いは裁判所の判断によって著名商標となった登録商標は、係わった事例のみに適用される、対世的抗力を有さないのが一般的である。というのは、中国には、「著名商標の認定及び管理に関する暫行規定」に基づき、商標局の認定を得た著名商標は指定商品に「著名商標」などの文字を表示することができるが、商標審査委員会或いは裁判所の判断によって認められる著名商標は指定商品に「著名商標」などの文字を表示することができないと解される。

(9) 例えば、台湾など。

(10) 「著名商標の認定及び管理に関する暫定規定」が施行された後、中国各地方政府関係部門はその地方における著名商標の保護条例を続々と公布され、その地方における著名商標を認定し、認定証を公布されている。

(11) 例えば、AIPPI発行の「日本著名商標集」に掲載されているという証拠は、少なくとも、著名性を主張する上で有力な証拠となりうるであろう。

(12) 現在、商標登録権者が著名商標の認定を申請する際、侵害を受けたことがあることを明らかにする必要があると要求されている。

(13) 一種の通達と見られ、一定の法的効果を及ぼす。方式としては、下級機関による事情説明及びその対策を求める旨の書面に意見を書き換えて返答するものである。中国各部署においてよく使われている規制方法の一つでもある。

(14) 前掲注(1)「商標法実施条例」6条規定参照。

(15) 2000年1月1日施行されたものである(国家工商行政管理総局1999年12月2日公布)。

(16) 同方法1項参照。

(原稿受領 2002.8.9)